

《 参考資料 》

廃棄物の収集・運搬及び処分業務の委託に関する三者契約

排出事業者： _____（以下「甲」という。）と、収集・運搬及び処分業者： _____（以下「乙」という。）と、支払受託者： _____（以下、「丙」という。）は、神戸市中央卸売市場内の甲の事業場から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務及び同業務に対する報酬の支払に関して次のとおり契約を締結する。

第 1 条（法の遵守）

甲、乙及び丙は、本契約に基づく産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守する。

第 2 条（委託内容）

1.（委託業務の範囲）

甲は、自らの排出した、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分の業務を以下に記載の事業範囲内で乙に委託する。なお、乙は産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する業務については、同業務を実施するための許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎乙の収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

〔一廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

◎乙の処分に関する事業範囲

〔産廃〕

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

2. (委託する産業廃棄物及び一般廃棄物の種類、数量及び単価)

(1) 甲が、乙に収集・運搬及び処分業務を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬

種類 : _____

数量 : _____

単価 : _____

◎処分

種類 : _____

数量 : _____

単価 : _____

(2) 甲が、乙に対して、処理業務を委託する一般廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

種類 : _____

数量 : _____

単価 : _____

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

4. (運搬の最終目的地)

(1) 乙は、甲から委託された第2第1号の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) : _____

住 所 : _____

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業の区分 : _____

産業廃棄物の種類 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

(2) 乙は、甲から委託された第2項第2号の一般廃棄物を、神戸市の指定する処理施設に搬入する。

5. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (積替保管)

乙は、甲から運搬を委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物については、他の安定型産業廃棄物と混合させることを妨げない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

7. (履行上の制約)

乙は、産業廃棄物及び一般廃棄物の運搬業務を実施するに際して、神戸市中央卸売市場本場再整備事業において神戸市が公表した要求水準書の別紙1の2「廃棄物搬出業務」に記載された条件を遵守する。

第3条 (義務と責任)

1. (適正処理に必要な情報の提供)

- (1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。
 - 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 混合等により生ずる支障
 - 一般廃棄物の発生状況
 - その他取扱いの注意事項
- (2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。乙は、(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という。)の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報の提供を甲に対して要求することができる。
- (3) 甲は、委託する産業廃棄物の manifests の記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は、委託された産業廃棄物の引き取りを一時停止し、manifests の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、同産業廃棄物を引き取ることとする。
- (4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

2. (甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物及び一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は、甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

(4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

4. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、産業廃棄物の運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB 2、B 4又はB 6票で処分業務についてはD票で代えることができるものとし、一般廃棄物の運搬業務については [] で代えることができるものとする。

6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、業務を一時停止することができる。この場合には、乙は、甲に対し、そのやむを得ない事由の内容を説明した上で、できる限り甲に損害その他の悪影響を与えないよう努力する。

第4条 (報酬・消費税・支払手続)

1. (報酬額)

甲が乙に委託する業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に産業廃棄物及び一般廃棄物の数量を乗じて算出する。

2. (報酬額の改定)

前項に定める報酬の額の算定基準が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3. (消費税)

甲が乙に委託する業務についての消費税等は、甲の負担とする。

4. (支払委託)

甲は、自らが乙に対して負担している産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務の報酬の支払を丙に対して委託し、丙は、甲に代わってその報酬を乙に対して支払うことを受託する。

5. (支払手続)

乙は、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務の報酬(消費税を含む。)を、それぞれ、毎事業年度の4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで、又は12月1日から3月31日までの各支払対象期間ごとに算出した上で、各支払対象期間終了後の最初の営業日から7日以内(その日が営業日でない場合は、その前

営業日までとする。)に、丙に対して請求書を提出することとし、丙は、かかる請求書について、産業廃棄物処理にかかるマニフェスト及び産業廃棄物処分業者より発行された領収書及び市クリーンセンターから交付された伝票等を確認した上で、報酬を乙に対して支払う。

第5条（内容の変更）

甲、乙及び丙は、必要がある場合は、協議の上、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定める。

第6条（機密保持）

甲、乙又は丙は、この契約に関連して、業務上知り得た他の契約当事者の機密を第三者に洩らしてはならない。その機密を公表する必要がある場合には、その契約当事者の文書による許諾を得なければならない。

第7条（契約の解除）

1.（解除の要件）

甲、乙又は丙は、他の契約当事者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2.（解除の効果）

前項に基づいてこの契約が解除された場合、甲、乙又は丙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反によりこの契約が解除された場合

イ 甲は、乙及び丙に対し、自らの義務違反による損害を賠償する。

ロ 乙は、甲に対し、未だ処理していない乙の管理下にある産業廃棄物及び一般廃棄物を自らの費用をもって引き取ることを要求し、又は自ら甲方に運搬した上、甲に対し、運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反によりこの契約が解除された場合

イ 乙は、この契約の解除による終了にかかわらず、乙に代わる業者が選定されるまでは、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務を履行する責任は免れず、未だ履行されていない産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務の実施を委託する場合、その業者に対する報酬を支払う資力がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資力のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、その業者に対し、自らの費用負担をもって、乙の管理下にある産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務を行わしめるものとし、

その負担した費用の支払を乙に対して請求する。

(3) 丙の義務違反によりこの契約が解除された場合

イ 丙は、甲及び乙に対し、自らの義務違反による損害を賠償する。

ロ 乙は、甲に対して、未だ収集されず乙の管理下にある産業廃棄物及び一般廃棄物を自らの費用をもって引き取ることを要求し、又は自ら甲方に運搬した上、甲に対し、運搬の費用を請求することができる。

第8条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙、丙が誠意をもって協議しこれを取り決める。

第9条（契約期間）

この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙から他の契約当事者全員に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙及び丙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

丙

収 入

印 紙

《 参考資料 》

発泡スチロール及び段ボールの処分業務の委託に関する三者契約

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、処分業者： _____
(以下「乙」という。)と、支払受託者： _____ (以下、「丙」という。)とは、
神戸市中央卸売市場内の甲の事業場から排出される発泡スチロール及び段ボールの処分業
務及び同業務に対する報酬の支払に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲、乙及び丙は、本契約に基づく発泡スチロール及び段ボールの処分業務の遂行にあつ
て廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守する。

第2条（委託内容）

1.（委託業務の範囲）

甲は、乙に対して、自らの排出した発泡スチロール及び段ボールの処分に関する業
務を委託する。なお、乙は、発泡スチロールの処理に関する業務を実施するに際して、
許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付し、許可事項に変更があったときは、乙
は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本
契約書に添付する。

2.（処理の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から処理を委託された発泡スチロール及び段ボールを次のとおり処理する。

事業所の名称	: 神戸市中央卸売市場本場内
事業所の所在地	: 神戸市兵庫区中之島
処理の方法	: 熔融（発泡スチロール）、 梱包（段ボール）
施設の処理能力	:

3.（履行上の制約）

乙は、発泡スチロール及び段ボールの処分業務を実施するに際して、神戸市中央卸
売市場本場再整備事業において神戸市が公表した要求水準書の別紙1の1「廃棄物処
分業務」に記載された条件を遵守する。

第3条（義務と責任）

1.（甲乙の責任範囲）

(1) 乙の責任範囲は、甲から処理を委託された発泡スチロール及び段ボールを、処分の
完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
- (4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

2. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された発泡スチロール及び段ボールの処分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

3. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

4. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された発泡スチロール及び段ボールの処分に関する業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。

5. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にそのやむを得ない事由の内容を説明し、かつ、できる限り甲に損害その他の悪影響を与えない努力する。

第4条 (報酬・消費税・支払い)

1. (報酬額)

甲の委託する発泡スチロール及び段ボールの処分業務に関する報酬については、その処理量に関わらず、一か月あたり金 円とする。

2. (報酬額の改定)

前項に定める報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3. (消費税)

甲の委託する発泡スチロール及び段ボールの処分業務についての消費税等は、甲の負担とする。

4. (支払委託)

甲は、自らが乙に対して負担している発泡スチロール及び段ボールの処分業務の報酬の支払を丙に対して委託し、丙は、甲に代わってその報酬を乙に対して支払うことを受託する。

5. (支払手続)

丙は、発泡スチロール及び段ボールの処分業務の報酬(消費税を含む。)を、それぞれ、毎事業年度の4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで、及

び12月1日から3月31日までの各支払対象期間ごとに、乙から提出される請求書を確認した上で、各支払対象期間終了後の最初の営業日から7日以内（その日が営業日でない場合は、その前営業日までとする。）に、乙に対して支払う。

第5条（内容の変更）

甲、乙及び丙は、必要がある場合は、協議の上、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定める。

第6条（機密保持）

甲、乙又は丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしはならない。その機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第7条（契約の解除）

1.（解除の要件）

甲、乙又は丙は、他の契約当事者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2.（解除の効果）

前項に基づいて、この契約が解除された場合は、甲、乙又は丙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反によりこの契約が解除された場合

イ 甲は、乙及び丙に対し、自らの義務違反による損害を賠償する。

ロ 乙は、甲に対して、未だ処分されず乙の管理下にある発泡スチロール及び段ボールを自らの費用をもって処理することを要求し、若しくは自ら甲方に運搬した上、甲に対し、その運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反によりこの契約が解除された場合

イ 乙は、この契約の解除による終了にかかわらず、発泡スチロール及び段ボールの処理業務を履行する責任は免れないことを承知し、未だ履行されていない発泡スチロール及び段ボールの処理業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、その業者に対し、自らの費用負担をもって、乙のもとにある発泡スチロール及び段ボールの処理を行わせ、その負担した費用の支払を乙に対して請求する。

(3) 丙の義務違反によりこの契約が解除された場合

丙は、甲及び乙に対し、自らの義務違反による損害を賠償する。

第8条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議しこれを取り決める。

第9条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙から他の契約当事者全員に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙及び丙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

丙